

三次市教育委員会議案第5号

三次市社会教育委員の委嘱について

三次市社会教育委員条例（平成16年三次市条例第123号）第2条の規定により、別紙の者を三次市社会教育委員に委嘱することについて、議決を求める。

平成24年4月19日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基